


生産性向上投資促進税制 と中小企業投資促進税制 (上乗せ措置)

申請書の書き方

平成26年2月
一般社団法人
日本工業炉協会

1

 一般社団法人日本工業炉協会

1 申請に必要な提出書類について

申請には以下の書類3点を弊協会にご提出いただく必要があります。

- 1) 「産業競争力強化法の生産性向上設備等のうち先端設備に係る仕様等証明書」
様式1(1通) → **協会承認後返却します。**
- 2) 「チェックリスト」様式2(1通) → **協会保管**
チェックリストには3通りあり、申請内容によって以下の何れかを提出願います。
 - ① ②、③以外の場合 → **チェックリスト①**
 - ② 当該設備が一代前モデルのソフトウェア組込機械装置(中小企業等が取得又は製作するものに限る。)である場合 → **チェックリスト②**
 - ③ 当該設備がソフトウェア(中小企業等が取得又は製作するものに限る。)である場合 → **チェックリスト③**
- 3) **生産性向上を証明する資料(一式) → 協会保管**
「生産性向上算定理由書」(工業炉協会独自の用紙)を表に添付し、以下の資料一式の提出をお願いします。
(最新モデルが一代前モデルに対して、年平均1%以上の生産性向上を説明できる一代前のモデルの資料と最新モデルの資料(カタログ、仕様書、図面等))

2

2 証明書記入要領（様式1-①）

(様式1)

(社)日本工業炉協会指定用紙
 整理番号 XXXX-XXX

1 下記2項以外の場合 〇
 2 当該設備が「代前モデルのソフトウェア組込型機械装置」である場合 〇
 3 当該設備がソフトウェアである場合 〇

産業競争力強化法の生産性向上設備等のうち先端設備に係る仕様等証明書

設備の種類	
設備の用途又は細目	●●工業用設備

①「最新モデル」に該当するか
 (※) 当該設備がソフトウェア組込型機械装置(中小企業等が取得又は製作をするものに限る。)である場合は、「代前モデル」でも可。

1. 該当	2. 非該当
-------	--------

②「生産性向上」に該当するか
 (※) 当該設備がソフトウェア(中小企業等が取得又は製作をするものに限る。)である場合、または比較すべき旧モデルが全く無い新製品の場合には、記載不要。

1. 該当	2. 非該当
-------	--------

先端設備の当否

1. 該当	2. 非該当
-------	--------

整理番号は無記入でお願いします。

②に該当する場合は、設備導入者が中小企業である場合。

「設備の種類」は「機械及び装置」を記入願います。
 「設備の用途又は細目」は証明書発行団体LISTの細目名称を記入願います。

設備メーカーの名称、型式を記入願います。

設備の検収日を記入願います。(注1)

①と②の欄において、両方に“該当”に〇を記入した場合のみ“該当”となります。

3 証明書記入要領（様式1-②）

当該設備は、上記のとおりであることを証明します。

申請時の日付をご記入願います。

平成 年 月 日

製造業者等の名称 _____

製造業者等の所在地 _____

代表者氏名 _____ 印

担当者氏名 _____ 印
 担当者連絡先(電話番号) _____

役員の職制及びお名前と公印を捺印ください。

担当者様の連絡先をお書きください。連絡が取り難い場合は、下線の下にメールアドレスをお書きください。

当該要件欄に記載してある事項について確認し、該当要件を満たしていることを証明します。

平成 年 月 日

于 東京都●●区

電話: 一般社団法人●●工業会

会長 ●●● 印

(注) 本証明書は、生産性向上設備投資促進税制(中小企業等においては中小企業投資促進税制の上乗せ措置を含む)の対象設備の要件とされている産業競争力強化法の生産性向上設備等のうち先端設備に係る要件(「最新モデル」、「生産性向上」の要件)を満たしていることを証明するものです。当該税制の適用を受けるためには、さらに、当該設備の価額が最低取得価額以上であること、産業競争力強化法施行日から平成29年3月31日までに取得等をし、かつ、事業の用に供すること等の要件を満たす必要があります。詳しくは当該税制の概要をご参照ください。
 (http://www.meti.go.jp/policy/jijugou_saisei/kyoumuryoku_kyoka/seisanseikojin.html)

工業炉の場合、一品一様の受注生産品が多く、設備の性能は事前に証明することは難しいこと、また、受注から納入まで1年以上かかる場合もあり、証明した設備が最新機種でなくなる場合や生産性の年1%以上の算出に違いが発生する場合もあるため、申請の納入年月は申請されている設備の生産性を確認した段階で、証明書を発行することにさせていただきます。

4 証明書記入要領（様式2-①）

- ①下記②③以外の場合 ⇒ チェックリスト①を使用
- ②当該設備が一代前モデルのソフトウェア組込型機械装置（中小企業者等が取得又は製作をするものに限る。）である場合 ⇒ チェックリスト②を使用
- ③当該設備がソフトウェア（中小企業者等が取得又は製作をするものに限る。）である場合 ⇒ チェックリスト③を使用

【チェックリスト②】中小企業者等に対する上乗せ措置として「ソフトウェア組込型機械装置」については、最新モデルが一定の要件を満たす場合においては「一代前モデル」も対象として認められます。

【チェックリスト③】導入する設備が「ソフトウェア」である場合は、「生産性向上」の要件は不適用となります。

【チェックリスト①】

		製造業者記入欄	証明者 チェック欄	協会記入欄
該 当	「最新モデル」に該当するか	1. 該当 2. 非該当		
		販売開始年度：2008年度 取得等をする年度：2014年度 本設備（機械装置）であれば、取得等をする年度から起算して10年以内に販売されたものであるか確認。例えば、2000年に販売開始されたものであれば、以降新モデルの販売がなくとも10年以内の要件を満たしますので「最新モデル」に該当しません。 取得等をする年度と同年度、もしくは前年度に販売が開始されたものであれば、無条件で「最新モデル」に該当することとなります。 (例) 販売開始年度：2013年度 取得等をする年度：2014年度		

(出典：経産省資料より)

5 証明書記入要領（様式2-②）

要件	「生産性向上」に該当するか	1. 該当 2. 非該当	
		当該設備の一代前モデルと比較して年平均1%以上の生産性向上を達成している。 <比較指標> (*）以下の1～4までのいずれかの指標で比較。 1. 生産効率【対象機器の加工時間】 2. 精度【 】 3. エネルギー効率【 】 4. その他【 】	

「生産効率」、「精度」、「エネルギー効率」はあくまで代表例です。様々な機能に対する設備メーカーの創意工夫を促す観点より指標は幅広く認めております。工業会におかれては、その指標が制度趣旨に沿ったものであるかどうかを御確認ください。例えば、上記以外にも、処理数、加工量、検査数（検査装置）、耐摩耗性（ロール）、熱抵抗改善度（断熱材）といったものが考えられます。一方、設備の「金額」などは設備の「生産性」には直接関係しませんので相応しくないと考えます。

6 証明書記入要領（様式2-③）

		(一代前モデル) : 30分 (2005年度販売 B270-W) (当該設備) : 22分 <生産性向上> 年平均12%
先端設備の当否		1. 該当 2. 非該当

(例)
2008年販売の新モデルの指標（対象機器の加工時間）が22分であり、2005年販売の一代前モデルが30分である場合、
[(1/22-1/30) ÷ 1/30] ÷ 3年 = 年平均12%の向上となり、「年平均1%以上」を満たすこととなります。

上記の①「最新モデル」に該当するか、②「生産性向上」に該当するかの要件に関し、両方に「1. 該当」にチェックが付いた場合のみ、先端設備にも「1. 該当」にチェックが付きます。

- (※1) 一定期間は、機械装置：10年、工具：4年、器具備品：6年並びに建物及び建物附属設備：14年とする。
- (※2) 当該設備が器具備品のうちサーバー用の電子計算機である場合には、中小企業者等（情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を行うものを除く。）が取得又は製作をするもののみが対象となる。

(出典：経産省資料より) 7

7 証明書記入要領（様式2-④）

【チェックリスト②】

ソフトウェア組込型機械装置とは、あらかじめプログラムが組み込まれた専用のコンピューターが搭載され、そのコンピューターからの指示に基づいて作動する機械装置のことです。その該当性は、パンフレット、仕様書を御確認ください。(パンフレット、仕様書に記載がない場合には、メーカー側にその説明を求めてください。)

なお、専用のコンピューターは、その機械装置以外に用いようとした場合には、物理的な変更が不可欠なコンピューターのことです。そのため、外付け、汎用コンピューターがついた機械装置はソフトウェア組込型機械装置には該当しませんので御注意ください。

		製造業者記入欄	証明者 チェック欄
		1. 該当 2. 非該当	
該	「二代前モデル」に該当する	1. 該当 2. 非該当 販売開始年度：2008年度	
	当該設備は、取得等をする年度から起算して、10年以内に販売が開始されたものである。	ソフトウェア組込型機械装置は、機械装置に該当するので、取得等をする年度から起算して10年以内に販売されたものであるか確認。	
当	販売以降から最新モデルの販売までに、当該設備以外の同種同用途のモデルは販売されていない。	1. 該当 2. 非該当	

(出典：経産省資料より) 8

8 証明書記入要領（様式2-⑤）

当 要 件	<p>当該設備（一代前モデル）が二代前モデルと比較して年平均1%以上の生産性向上を達成し、かつ最新モデル自体も、当該設備（一代前モデル）と比較して年平均1%以上の生産性向上を達成している。</p> <p>最新モデル自体がその一代前モデルと比べて生産性向上要件を満たすものである場合において、その一代前モデルがその直前のモデル（二代前モデル）と比べて生産性向上要件（同上）を満たすものであることが要件となります。</p>	<p>1. 該当 2. 非該当</p> <p>（当該設備と二代前モデルの比較）</p> <p><比較指標></p> <p>（*）以下の1～4までのいずれかの指標で比較。</p> <p>1. 生産効率【単位時間加工量】</p> <p>2. 精度【 】</p> <p>3. エネルギー効率【 】</p> <p>4. その他【 】</p> <p><指標数値></p> <p>（二代前モデル）：95（2006年販売B22-W）</p> <p>（当該設備）：100</p> <p><生産性向上></p> <p>年平均2.6%</p>	
		<p>「生産性」を測る指標は、生産効率、精度、エネルギー効率など様々な指標があり、その指標毎に優劣があるものではありません。したがって、①当該設備（一代前モデル）と二代前モデルの比較、②最新モデルと当該設備の比較において、それぞれ別の指標を用いることは可能です。</p>	

（出典：経産省資料より） 9

9 証明書記入要領（様式2-⑥）

先端設備の当否	<p>（最新モデルと当該設備の比較）</p> <p><比較指標></p> <p>（*）以下の1～4までのいずれかの指標で比較。</p> <p>1. 生産効率【 】</p> <p>2. 精度【 】</p> <p>3. エネルギー効率【単位時間電力消費量】</p> <p>4. その他【 】</p> <p><指標数値></p> <p>（当該設備）：105</p> <p>（最新モデル）：100（2010年販売B30-W）</p> <p><生産性向上></p> <p>年平均2.5%</p>	
	<p>一代前モデルが二代前モデルとの比較において生産性向上要件を満たしていても、最新モデルが一代前モデルとの比較において要件を満たさない場合は、本税制の適用は認められません。</p>	<p>1. 該当 2. 非該当</p>

（出典：経産省資料より）